

## フィブリノゲンの納入先公表!

12/9厚生労働省はフィブリノゲン製剤の納入先医療機関名を公表しました。

公表対象となった医療機関等は6933施設で、厚生労働省は個別機関名を同省のホームページ等に掲載するなどして、フィブリノゲン製剤を投与された、あるいはその可能性がある元患者に肝炎ウイルス検査の受診を呼びかけていく方針です。

厚生労働省が受診を呼びかけているのは 1994年以前に公表医療機関で治療を受けた方で、次に該当するような方です。

- \* 妊娠中または出産時に大量の出血をした。
- \* 大量に出血するような手術を受けた。
- \* 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血をした。
- \* ガン、白血病、肝疾患などの病気で「血が止まりにくい」と指摘された。
- \* 腎結石・胆石の除去（結石をフィブリン塊に包埋して取り除く方法）、気胸での胸膜接着、腱・骨折片などの接着、血が止まりにくい部分の止血を受けた。

————— など。

しかし、三菱ウエルファーマが把握しているのは、80年以降のものであることから、投与の可能性のある方にも検査受診を勧めています。

静岡民医連（薬局も是に加盟しています）の医療機関では使用していないことを確認していますが、他の医療機関などでも不安のある方はお気軽にご相談ください。また、静岡健康企画では、薬害肝炎の学習会や裁判の傍聴などを通して薬害への理解・裁判への支援を行っています。公の相談窓口は以下のようになっています。その他、地方自治体の相談窓口もありますので市役所、保健センターなどで確認してみましょう。

厚生労働省の専用窓口 03・3595・2297

各地の薬害肝炎訴訟弁護団でも相談窓口を設置している。

東京（03・3358・2110）

名古屋（052・961・2091）

大阪（06・6315・9988）

ホームページ <http://hcv.jp/> など。

また、日本肝臓病患者団体協議会でも患者会ホットライン（03・5982・2150）を開設しています。

# 薬害肝炎裁判傍聴に行ってきました！

昨年 11 月 30 日、東京地方裁判所で行われた薬害肝炎訴訟の傍聴にことぶき薬局の事務・山脇、薬剤師・永吉が参加してきました。

## 薬害肝炎被害とは

それは血液製剤による肝炎被害のことです。血液製剤による C 型肝炎(古くは非 A 非 B 肝炎と呼ばれていました)が、どれほど恐ろしい被害かは、当初から推測されていました。にもかかわらず、医療現場では安易に血液製剤が使い続けられていました。この被害の教訓が当時きちんと反省されていれば、その後の薬害エイズ事件もなかったといえます。(「意見陳述集」はしがきより引用)  
少なくとも1万人以上が感染したと言われています。

## 薬害肝炎訴訟とは

フィブリノゲン製剤あるいは第 9 因子製剤によって、C 型肝炎に感染した被害者が、国および製薬企業を相手取り、その損害の賠償を請求している訴訟です。2002 年年 10 月以降、東京地方裁判所をはじめ順次提訴し、現在も、新たな薬害感染被害者が判明した場合には、追加提訴を継続して行っています。2004 年 12 月現在、全国 5 地方裁判所において、合計 74 名の原告の審理が進められています。

今回の口頭弁論では国・被告企業側証人の証人尋問(主尋問)と、原告側証人に対する反対尋問が行われました。両証人に対する尋問の中で被告側は、C 型肝炎ウイルスは 1988 年に発見されたものであり、それ以降でなければ慢性 C 型肝炎が肝硬変や肝細胞癌になるということは証明されなかった、仮に のような知見があったとしても正確ではなかった、1988 年までは学会内でも様々な見解があって、それが統一的な見解ではなかったために国・製薬企業は対策をとることが出来なかった、と主張しました。これに対して原告側弁護団は、C 型肝炎ウイルスが発見される以前の血清肝炎・非 A 非 B 型肝炎と呼称されていた時代も、これが肝硬変や肝細胞癌に進行することは様々な研究者から発表されていた、学会として統一的な見解が明らかにされなくても、国・製薬企業は対策をとることが出来たし取るべきだった、と主張しました。

裁判に参加する前に「意見陳述集～薬害肝炎被害者の全国からの声～」を読みました。母子感染によってつらい思いをされた原告の方、実名を公表されるまでの苦悩、死の恐怖から逃れられない思いなど原告の方々のひとりひとりの思いを知ることが出来ました。裁判で一番印象的だったのは、「肝炎のリスクがあるのに、なぜフィブリノゲン製剤を使用したのか」という裁判官の問いに対して、被告側真木証人が「その場で死なれるのは一番困る」と答えた瞬間でした。救命という点からすれば確かにそうなのかもしれませんが、ひとつの薬剤が患者さんの人生を大きく変える可能性を持つということ、私たちが日々の診療の中でどれだけ考えられているかと言うことを問いかけてられていると感じました。このような薬害を防ぐためには、一人ひとりの医療人、そして医療機関の姿勢や、根拠に基づいた診断・治療が欠かせないと思います。「安全なくすり社会」を実現するために何が必要なのか、この訴訟を通じてみなさんにも考えていただきたいと思います。

## 今後の裁判予定

東京(東京地裁)

4 月 12 日(火)10～17 時 原告側の証人尋問

大阪

4 月 20 日(水) フィブリノゲン製剤の有効性について

福岡

3 月 23 日(水)

